

尖閣諸島／釣魚列島の国際法的地位

白杵 英一

The Status of the Pinnacle Islands (Senkaku Islands/Diàoyú liǔyú) in International Law

Eiichi USUKI

目次

序言 ～本論文の目的、ピナクル（尖閣）諸島問題の法的論点の整理・課題～

- I. ピナクル諸島問題の時代区分、それに適用されるべき国際関係・領域観念に関する法システム～朝貢システム、歴史的記録、近代国際法、時際法の観念、時効論と歴史的な権原の固化（凝固）論との区別～
- II. 日中双方に共通する法的立論の前提への疑問、固有の領土論と無主地・先占の矛盾？「境界画定」か？
- III. 日清戦争末期における台湾と旧琉球付属島嶼との間の「境界画定」の試みの日本側動機
- IV. 国際法的地位～中国領・台湾領・日本領・日本の実効的支配下にある最終的帰属未決定地域～

結語～日本側の法的弱点：「固有の領土」論・「無主地」先占の法理・領土紛争の不存在～

【資料1】（抜粋）2012年9月25日中華人民共和國國務院報道弁公室・白書「釣魚島は中国固有の領土である」

【資料2】胡宗憲『籌海圖編』（1561年）

【資料3】徐葆光『中山伝信録』（1721年）針路圖

序言 ～本論の目的、ピナクル（尖閣）諸島問題の法的論点の整理・課題～

長い間、旧連合国の一つである英国の外務省文書中のピナクル（尖閣）諸島問題に関する法律意見書（legal memo.）、とくに1951年サンフランシスコ講和交渉の前後、および1971年沖縄返還交渉の前後のものがあればそれらを直接検討したいと考えてきた。残念ながら昨今のやむを得ぬ家の事情もあってロンドン・キューにある国立公文書館で作業する計画を何度も立てながら未だその機会を得ていない。実現はすこし先になることもあり、当面、ピナクル（尖閣）諸島の地位に関して国際法的視点からの論点と疑問点をここに筆者なりに簡潔に整理して、日本側の主張も含めて関係国の法的主張にはそれぞれ国際法的には問題点・弱点があることを指摘しておきたいというのがこの小論の目的である。本論の最後に、最新の中国側の包括的な法的主張を展開している國務院報道弁公室の白書（抜粋）を掲載した¹。いずれ英国外務省文書などに当たったうえで、日本が抱えてい

¹ 資料提供について鹿錫俊教授にお世話になった。感謝申し上げます。なお、ピナクル諸島問題についてはすで

る他の領土問題も含めた総合的研究をまとめてみたいと思う。

なお歴史的経緯および関係各国・各地域の立場から、尖閣諸島、釣魚列嶼、釣魚台など名称もさまざまである。本文中では、やや無理があるかもしれないが少しでも中立的響き・語感^{コノテ-ション}を求めて、列島全体の名称については『英国海軍水路誌』や旧海図がかつて採用していた「ピナクル (Pinnacle) 諸島」の名称を使用する²。もっとも個別島名についてはやはり認識の混乱を避けるため、ここでは歴史的経緯の説明においても、今日の日本における呼称のまままで用いることにした。

ピナクル諸島の領有権問題に関する法的論点は、相互に関連性を有してはいるものの、次の8点に集約される。

- 1) いつ誰が、そしていずれの国が最初にピナクル諸島を「発見」したと看做されるのか、そして実効的に支配したのか、その後いかなる支配が継続したのか。
- 2) 1895年以前の期間、各時代の国際システムの中における同諸島の歴史的・慣例上の地位はどうだったのか。とくに同年1月日清戦争末期になって日本が台湾の範囲を画定したとき、ピナクル諸島は国際法上の「無主地」であったのか。あるいは1895年以前すでに中国・台湾はピナクル諸島に対する近代的な意味での主権を確立していたのか。あるいは琉球王朝が主権を確立していたのか。とくに、1874年台湾出兵、そのための前提でもあったろうか1872年から79年にかけての強引な琉球処分(琉球藩の設置・二重朝貢の禁止・沖縄県設置)を経て、「分島改約」案を基本とする1880年米国元大統領グラントの仲介による日清間の国境画定条約案(琉球本島以北を日本、人居の島である宮古・八重山以南を清国領とする「球案条約」案)がいったんまとまっていたことの意味をどう理解すべきか。琉球人をアメリカも明治政府も日本人とは認めずアイヌと同じような先住民という考えであったのか。宮古・八重山の北北西にあったピナクル諸島の帰属については不明確なままである。
- 3) 中国・台湾側の主張に共通する大前提となっている論点、すなわち、1895年4月に日清間の戦争状態を終結した下関条約によって、台湾をその周辺島嶼をあえて特定せずに日本に割譲したとき³、ピナクル諸島は「台湾の一部・属島」であったのか。中国・台湾側のそのような「一貫した認識」は、歴史記録にもとづくとしてされているが、そこではピナクル諸島が「琉球ではない」と否定的に記

に多くの論点整理の試みがある。しかし、下記本文の8)の論点を検討したものはないと思われる。Seokwoo Lee [李硯祐], *International Law and the Resolution of Territorial Disputes over Islands in East Asia*, [D.Phil dissertation, Oxford University, 22 Oct. 2001], pp.27-35; pp.199-230; 'The 1951 San Francisco Peace Treaty with Japan and the Territorial Disputes in East Asia', *Pacific Rim Law & Policy Journal*, vol.11, No.1 (Jan. 2002), pp.87-91; pp.122-27. 後者は米国外交文書を丁寧に検討して講和条約の解釈問題を検討している。百瀬孝『史料検証 日本の領土』(伊藤隆監修)河出書房新社、2010年、249-254頁。浦野起央『尖閣諸島・琉球：中国』増補版、三和書籍、2005年；『日本の国境【分析・資料・文献】』三和書籍、2013年、140-145頁；449-494頁。緑間栄『尖閣列島』新初版、ひるぎ社、1984年。岩下明裕「国境問題—岐路に立つ日本外交」、大芝享(編)『日本の外交』第5巻、岩波書店、2013年、所収。国際法事例研究会『日本の国際法事例研究(3)領土』慶應通信、1990年。149-164頁。浅井基文ブログ「日中関係への視点(5) —尖閣問題に関する中国の立場—」2010年10月11日。Yoshiro MATSUI, 'Between History and International Law: Senkaku/Diaoyu Dispute Revisited', 『国際法外交雑誌』第113巻第2号(2014年8月)、1-24頁。

² もともとは現在の北小島と南小島を指して命名されたものではあるが。長谷川亮一『地図から消えた島々』吉川弘文館、2011年、95頁。

³ 『日本の国際法事例研究(3)領土』前掲書、155-156頁。

述されているだけで、明・清であるとは書かれていない。つまり、あるいは無主地だったと観念されていたかもしれない。法的には推定の域を出ない。

4) もし中国・台湾が18世紀末までその一部として主権を確立していた場合、または琉球との朝貢体制のもとで何らかの歴史的関連性を維持していた場合、日本は反証を挙げて(先占の法的要件である)「無主地」性を立証したのか、できるのか。

5) カイロ宣言、ポツダム宣言、サンフランシスコ講和条約全体、および米国による南西諸島の信託統治提案に関する講和条約第3条はそれぞれ、いかに解釈すべきか。講和条約に対する中国・台湾の不参加、および条約全体に対する中国の一般的異議の意味はなにか。

6) いつ法的「紛争」が発生したのか。つまり「決定的期日(critical date)」は、琉球処分¹の1879年にさかのぼるのか、あるいは日清戦争中の閣議決定があった1895年か、沖縄・南西諸島返還協定締結の1971年か。「決定的期日」以後の紛争当事国のいかなる事後的行為も領有権の帰属と法的関連性をもたないことは国際裁判の判例となっている。

7) その後1895年の日清講和から1951年のサンフランシスコ講和条約を経て1970年前後の石油資源発見や沖縄返還交渉まで約75年間の関係国の行動と態度の意義はなにか。台湾の一部・属島であったと立証できない場合、他国の領土の占有が対象となる「時効」取得か。または1945年までの50年間に帰属未決定地域を対象として「歴史的な権原の固化(凝固)」(the historical consolidation of a title)がここで発生したと看做せるのか。

8) なぜ日本は1895年1月14日の閣議決定でそのような確認措置をとったのか。政治外交的理由はなにか。また、のちの竹島(Liancourt Rocks)に関する「無主地占領(=先占)」の1905年閣議決定書と違って、なぜ1895年閣議決定書では「無主地占領」ではなく「沖縄県の所轄と国標の建設許可」という確認措置や表現をとったのか。決定の趣旨は「無主地先占」なのか、あるいは講和交渉と列強の干渉にあらかじめ備えるため台湾と沖縄県間の曖昧だった境界線を「画定」することだったのか。

それらのすべての論点に触れる余裕はない。ここでは、とくに上記の論点4)、7)、および8)に留意して整理をこころみる。

I. ピナクル諸島問題の時代区分、それに適用されるべき国際関係・領域観念に関する法システム

～朝貢システム、歴史的記録、近代国際法、時際法の観念、時効論と「歴史的権原の固化(凝固)」論との区別～

〈明・清時代・朝貢システム〉

ピナクル諸島を先に発見し、雞籠山(=小琉球、つまり台湾のこと)を過ぎて琉球へ向かう冊封使の往路航海上の島々を順に釣魚嶼(魚釣島)、黄尾嶼(久場島)、赤尾嶼(大正島)などと命名したの

は明側であるとされている⁴。15世紀以来、明・琉球間の朝貢関係のなかで、朝貢使節(冊封使・慶賀使など)の福州から琉球へ自然海流に乗って向かう往路航海の目印であったことは陳侃^{かん}や徐葆光などの明・清時代の各使節録に明らかである。もっとも、琉球側の進貢船が琉球に戻る帰路航海の目印としても使用されたであろうし、中国側からの冊封使船の水先案内の役目は琉球の民あるいは琉球に移民した中国系であると推定されている⁵。国際判例によれば、現在は、国際法上「発見」は18世紀以降においては、いわば正式の編入に先立つ優先権を示す「未成熟な権原」でしかないが⁶、近代国際法が導入される前のこの時期はどうであったろうか。この時期の東アジア・東南アジアの国際共通法・外交慣例は、近代国際法ではなく朝貢システムを構成する特別な国際封建体系であった。中国皇帝個人と近隣の各国の王個人との間の一代かぎりの多様な忠誠・信頼・宗教的関係の構築にもとづく同心円状に〈中央・地方・土司土官・藩属・朝貢・互市〉が配された複雑な序列のなかの一つであった。皇帝により各国の王の国内支配権の正統性を冊封儀礼により承認する機能や象徴的に王名や王璽や占いの法具などを授与する定型的慣例も含まれた⁷。国内統治と区別なく国際関係も「法治」ではなく「人治」によるこのような儀礼・「枠組み」観念が、あらゆる外交問題処理の基準であった。天帝から授けられた中華皇帝の世界支配権は親念的には存在したが、そこには近代的意味における領域の所有観念はなく、あるのは現実に居住する民に対する貢納を課すことを通じて人々を支配する観念にほかならなかつた⁸。したがって、航行の目印となった無人島という土地そのものに対する所有の観念はなかつたと思われる。もちろん、15世紀末までの大航海時代におけるスペイン・ポルトガルに対して認められたローマ法王の世界支配権および教会法にもとづく「法王分界線」のような、海そのものに対する所有の観念もない。勘合符などの身分証明的なものを除いて航海税・貿易税・安全通行証なども公式にはアジアには存在しなかつた。公貿易だけでなくそれに随伴する私貿易そのものも朝貢使節の特権だったからである。

歴史記録にあらわれる近代的な意味における実効的支配の事実の可能性を議論できるのは、明代の胡宗憲の『籌海圖編』(1561年)で示される倭寇取り締まりの試みだけであろう。倭寇取り締まりの海域範囲を示した地図であるが、その中に「釣魚嶼」の記載がある⁹。しかし、実際に実効的な取り締まりを当時同島周辺で実際に行ったかは記録上明確ではなく推定にとどまる。1992年の中国領海法で「釣魚島及びその付属各島」と国内立法することにとどまるのと同じであったかもしれ

⁴ 古い航行案内図では『順風相送』(1403年)に釣魚嶼という名称がある。ほかに、徐葆光『中山伝信録』(1721年)の針路圖、原田禹雄『尖閣諸島：冊封琉球使録を読む』榕樹書林、2006年、86-87頁、所収。本文末尾の【資料3】

⁵ 原田禹雄『尖閣諸島：冊封琉球使録を読む』榕樹書林、2006年、29-30頁。陳侃の記録によれば、久米島を通過した折、琉球人の船員たちは自分の国に帰れたと歓声や小太鼓を打ち踊ったとある。

⁶ なお、苑原俊明「『発見の法理』と『支配の枠組み』を探求する」、『大東法学』第23巻2号(2014年3月31日)に先住民の権利に関連して発見と支配との関係に関する最近の国連先住問題常設フォーラムでの議論が紹介されている。

⁷ 浜下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、1997年、32-33頁。

⁸ 琉球王朝の正史『中山世鑑』(1650年)に、赤嶼(大古島)より西は琉球の版図でない⁹とあるが、それは有人の島は久米島(古米島)までであり、「版図」は貢納の賦課、その他影響力のおよぶ範囲までという人治の発想は琉球側にもあったためと思われる。

⁹ 本論末尾の【資料2】、参照。

ない。実効的な取締りを実施したか否かは、おそらく現在では水掛け論に終始するであろう。このような場合、現代の国際法的意義については1953年マンキエ・エクレオ事件判決のルールが適用されることになる。

…決定的に重要性をもつのは、中世期における事件からひきだされる間接的推定ではなくて、エクレフーおよびマンキエの群の占有に直接関係のある証拠である¹⁰。

領有の根拠としては、一般論として、のちに他の具体的な実効的支配・占有の行為が他方の紛争当事国にあればそれに劣後する証拠能力しかないことになる。すくなくとも近代国際法成立以前の中世期の条約や事件から導き出される地理的な一般的認識の間接的推定ないし推定的証拠は、それのみでは不十分であり、占有に直接関係のある証拠が決定的なものとなると国際判例は看做してきた。さらに、領土権原の持続・継続性は、一般法そのものの代替時に、その時期に通用した法に従って他の有効な権原に置き換えられなかったのであれば、その後はいかなる法的効果も生じない。1928年パルマス島（ミアングス島）に関する仲裁判決で触れられた「時際法」（intertemporal law）の考え方である¹¹。しかし、ちょうどピナクル諸島が日本により自国領として確認された（帝国主義・植民地主義の）時期、近代国家を形成せず「無主地」と考えられてきた遠くアフリカの西サハラでは、国家を構成していない現地の遊牧民の部族の首長がおり、その首長とスペイン間の（国家と国家との間の条約ではなく国家と首長との間の譲渡契約証書としての）「合意」（sanad）によりスペイン領となったと看做された（西サハラ事件、ICJ Reports 1975, p.12, advisory opinion）。他方で、それ以前の西サハラ（の首長）に対する関係各国—モロッコのスルタンおよびモーリタニア—が有する法的結びつきは、それぞれ封建的な人的忠誠義務および土地に関する若干の権利などがあつたとされる。つまり、「無主地」とは看做されなかった。西サハラでは自決権の実現に影響するような結びつきはなかったが、「無主地・先占」が許されない、領土帰属に影響する結びつきを関係各国ともにたしかに有していたからである。住民や移動する住民もない無人島の場合は、無人というだけで一概に「無主地」と判断できるのであろうか。すくなくとも朝貢システムの儀礼・枠組みの中で、19世紀初頭まで中国と琉球がそれぞれ有したピナクル諸島に対するそれまでの歴史的・法的結びつきがどのようなものであつたかを再検討する必要がある。

〈清代後期・近代国際法の導入と帝国主義の時代〉

他方、かりに「発見」や命名だけでもかつては領土化が認められたとしても、時際法の法理によ

¹⁰ マンキエ及びエクレフー事件（ICJ. Reports 1963, pp.47）、皆川洸『国際法判例集』有信堂、1975年、312頁。

¹¹ 「相次ぐ時期に通用する異なる法制度のいずれが特定の場合に適用されるべきかという問題に関しては、権利の創設と権利の存在との間に区別が設けられなければならない。権利を創設する行為を権利が発生する時期に行われている法に従わせるのと同じ原則が、権利の存在、いいかえれば、その権利の継続的発現が、法の発展により必要とされる条件に従っていくことを要求するのである。」（パルマス島事件仲裁判決、1928年4月4日）

り、のちに(帝国主義的な法理とはいえ)近代国際法が導入・適用される時代になると、発見や名目的な支配や結びつきだけでは依然として無主地とみなされ、他国による先占がふたたび可能となると主張される時期となる¹²。よって、ピナクル諸島も、あたかも無主地に戻ったような外観をとった。まさにこの時期、日清戦争中に、ピナクル諸島の「無主地」先占を実施したものであるというのが現在の日本政府の主張する立場である。しかし当時の明治政府は「無主地」であったとほんとうに考えていたのだろうか。

井上馨外相は、編入について沖縄県からの上申書を三度却下した。上申書が受け入れられたのは、陸奥外相によってであった。それも、日清戦役の最中であった。

他方で、日本側の主張も中国側の主張も、なぜか1880年の日清間の琉球をめぐる交渉において作成された琉球の範囲を確定する条約案について沈黙しているが、固有の領土と看做す島々であっても合意による割譲をふくむ国境画定条約案を結ぶ寸前までいったのであった。その琉球処分をめぐる日清間の紛議と米国を巻き込んだ交渉の中で、清国が日本に最恵国待遇を与えるが、沖縄本島以北を日本領とし宮古・八重山以南を清国領とする驚くような内容であった¹³。もっともピナクル諸島は宮古・八重山より北西にあるが。結局、清朝側が批准せず沙汰やみとなった。

〈第二次世界大戦後以降の時期・現代国際法〉

この時期は、日本の戦後処理をめぐる連合国の多様な考え方に翻弄されてきた¹⁴。すでに1943年蔣介石は沖縄を分離して米中による共同管理を提議した。しかし、米国は、琉球を1945年対日戦の中で戦時国際法上の「軍事占領」をおこない軍政長官のもとで軍政を敷いたものとの立場をとる(1946年、SCAPIN677号)。「日本国が暴力および貪慾によって取得した他の一切の地域より駆逐される」とする「カイロ宣言」やその履行を約束する「ポツダム宣言」云々とはいちおう区別できる。1952年対日講和条約の発効後は米軍の民政長官(マッカーサー)と副長官のもとに琉球政府が設置される¹⁵。上記SCAPIN677号では、台湾を日本の行政権から分離したが、ピナクル諸島には触れられていない。

Ⅱ. 日中双方に共通する法的立論の前提への疑問、固有の領土論と無主地・先占の矛盾? 「境界画定」か?

実際三つの理由から、「無主地」であるとは必ずしもいえなかったと思われる。第一に、すでに触れた1895年1月14日の閣議決定書の表現・趣旨は、じつは無主地・先占とは当時なっておらずおそらくそう観念されてもいなかった。後述するある政治外交的理由から、曖昧な境界を「画定」する必要があったと推定されている。すなわち、閣議決定の文言は、

¹² このような「無主地」の観念が1885年ベルリン会議議定書などにより「発明」されたとする議論がある。許淑娟『領域権限論：領域支配の実効性と正当性』2012年、62-94頁。

¹³ 鹿島守之助『日本外交史』鹿島研究所出版会、1970年、317-318頁、326-328頁。

¹⁴ 等松春夫『日本帝国と委任統治』名古屋大学出版会、2011年、190-195頁。

¹⁵ 百瀬孝、前掲書、183頁、176-196頁。

…久場島魚釣島ト稱スル無人島ヘ向ケ近來漁業等ヲ試ムルモノ有ノ為メ取締ヲ要スル件ニ付テハ同島ノ儀ハ沖繩縣ノ所轄ト認ムルヲ以テ標杭建設ノ儀全縣知事上申ノ通許可スペシトノ件ハ別ニ差支モ無之ニ付請議ノ通ニテ然ルヘシ…¹⁶

のみである。「先占」にあたることはない。他方、のちの竹島編入に関する1905年1月28日の閣議決定書の文言と比較するとわかりやすい。

…無人島〔＝竹島〕ハ他國ニ於テ之ヲ占領（＝占有）シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨36年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具ヲ携ヘテ海驢獵ニ着手シ今回領土編入竝ニ貸下ヲ出願セシ所此際所屬隠岐島司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ依テ審査スルニ明治36年以來中井養三郎ナル者ハ該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ關係書類ニ依リ明ナル所ナレハ國際法上占領〔＝先占〕ノ事実アルモノト認メ之ヲ本邦所屬トシ島根縣所屬隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム¹⁷

明確に「国際法上の占領（＝先占）」としている。

さらに、実際、1972年衆議院特別委員会における福田赳夫外相の答弁においても、「単にこれが無人島であるということばかりじゃなくて、清国の支配が及んでいる、そういう形跡が全くないということを慎重に確認いたしましたのでありまして、……現地に標識を建設する旨の閣議決定を行なつて、正式に我が国の領土であることの確認が行なわれておる、こういう状態でございます。」と答弁した。清による占有がないこと、曖昧だった琉球と清との境界の「確認」および沖縄県への行政所轄の編入を示唆していたのであって、ピナクル諸島に関しては一貫して、日本側は無主地「先占」による取得という用語を使っていなかった¹⁸。

日本政府が公式に「先占」があったと公言しはじめたのは近年の民主党政権、第二次安倍政権、外務省ホームページなどにおいてごく最近のことである¹⁹。しかしながら、この論理では、日本側の「無主地」であるという前提があるはずにもかかわらず、それ以前から？「我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのない」ところであるといっている。しかし、琉球でさえ日本でなかったのに、歴史記録のない古代から日本列島の本州などと同様に歴史的にすでに日本の固有の領土であったとするのは無理があり、そうであれば、琉球の固有領土であったとしても、琉球処分が領有権の根拠であったはずではないだろうか。しかし、その琉球の固有領土であったのかもかならずしも明確でない。「固有の領土論」という非法理的主張とともに、「先占」の法理自体も近年の後付けの議論ではないだろうか。また、もし1895年以後は日本の固有領土であると主張しているならば、自明のことを脚色した法的に無意味な表現に過ぎない。

¹⁶ 浦野起央『日本の国境【分析・資料・文献】』三和書籍、2013年、144頁。

¹⁷ 浦野起央、前掲書、120-121頁。

¹⁸ 福田赳夫外相答弁（衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会、1972年3月8日）、百瀬孝、前掲書、251頁。

¹⁹ 尖閣諸島情勢に関するQ & A（2014年9月18日、日本外務省HP、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html#q2）

第二に、1880年来沖縄県からはピナクル諸島を沖縄県所轄にする願いが中央政府に出されてきた。それを清・台湾側の一部報道等に配慮して政治問題化することを予防するという外交的理由から井上馨外相が抑えていたが、それだけではなく何らかの清朝との関連性の存在の可能性の有無を考慮して調査・確認の必要性を認めていたことである。第三に、朝貢関係時代からの島の命名やいくつかの歴史的古文書の存在といった中国側に優位な「発見」の法理による未成熟ではあれ何らかの優先権が存在した可能性もあったことである。

Ⅲ. 日清戦争末期における台湾と旧琉球付属島嶼との間の「境界画定」の試みの日本側動機

わざわざ戦争中に日本がピナクル諸島を編入したほんとうの動機はいったい何であろうか。ある日本の台湾史研究者によれば、日清戦争の講和条件の方針決定と密接な関係を有していたと推定されている。日本に有利に戦争が推移するなか、1895年10月英国公使からの講和条件についての問い合わせを契機として、政府内で講和条件の検討がなされた。甲乙丙案の三案が作成されたが、甲案：朝鮮の独立（清国の影響力の排除）・旅順大連の割譲・軍費の償還・欧米並みの条約締結、乙案：甲案に台湾の割譲と列強による朝鮮独立の保証を追加した案、丙案：議論の延期、清国の出方を見る、というものであった。結局、甲乙案を合わせたもの（台湾割譲を含む）がのちの講和条約案となる。戦後の講和条件の策定準備と講和交渉を有利に進めるためにまず、日清戦役と全く無関係の台湾方面で1895年1月13日大本営は澎湖島保障占領作戦の実施を決定（現実の実施は交渉が始まる3月になった）、翌1月14日まさにピナクル諸島（尖閣）編入の閣議決定がなされたのである。そして、1月27日広島大本営における御前会議において最終的に日本側の講和条件が決定された²⁰。

こうしてみると、日清戦争の日本側講和条件の作成過程において、台湾割譲交渉にあたって（実際にあった遼東半島をめぐる三国干渉のような）列強の圧力も想定して²¹、そして万一系列の圧力で返還となったとしても交渉対象の台湾の範囲を明確にしておくためにも、陸奥外相により（無主地であろうがなかろうが）適切な国境としてのピナクル諸島までを琉球の境界として「画定」しておくことに意義があったのであろう。そこで、従来の上申書を利用して戦争末期の作戦計画と講和対策をはかったものであるとの推定は納得できる。この推定が事実であれば、領有権問題に法的関連性を有するか否か検討する必要がある。

Ⅳ. 国際法的地位～中国領・台湾領・日本領・日本の実効的支配下にある最終的帰属未決定地域～

ピナクル諸島の現状は、目下「日本の実効的支配下にある最終的帰属未決定地域」である。互いに行き過ぎたナショナリズムが収まり政府間の信頼が回復されて冷静な外交が再開され交渉が行われるまでは、そして交渉しても外交的解決がむずかしいとしたら、「塩漬け」にするしかない。そして、

²⁰ 松永正義「やや遠回りに尖閣問題を考える」、『HQ』vol.35夏号（一橋大学）、32頁。

²¹ 鹿島守之助『日本外交史』第4巻（日清戦争と三国干渉）、1970年、112頁、127頁。

これまでとまったく別の新しい外交的枠組みを工夫するしかない。日本側としては最終的には国際裁判に付す用意があることは必ず示すことである（マンキエ事件、I.C.J.Reports 1953, pp.107-8.）。ただし、政治的に中国側を刺激しないためにも、同時にその裁判付託は中国の同意がある場合に限ると明言する必要がある。

さて第一に、中国・台湾側の法的主張のほとんどは、よくよく考えれば、ピナクル諸島が「台湾の一部・属島である」という古来からのその地理的認識を根拠にしている。これまでの国際裁判の判例によれば（1933年東部グリーンランド事件判決 [PCIJ, Series A/B, No.53]・1977年ビーグル海峡事件仲裁判決 [52 I.L.R.(1979) p.93]）、地理的概念の通常の意味と異なる「特別の意味」を有すると主張する側が、そのことを立証する責任があるとされている。日本側でなく中国・台湾側に割譲したり放棄されたりした「台湾の範囲」についての立証責任がある。中国側の法的弱点はそこにもあるだろう。

第二に、かりにピナクル諸島に対して、歴史資料の上では、最初に中国が「発見の法理」などで名前を付け記録することで相対的に歴史的権原を有していたとしても、その後の近代的意味での占有（実効的支配の継続）がない場合、また長期間放置されていた場合は、「無主地」にもどったと看做せるかどうかは日本側のポイントであろう。

ピナクル諸島の国際法的地位に関する法的解釈の可能な選択肢は、①消滅時効論：ピナクル諸島はいったん中世期の朝貢体制・慣例のもとで中国の「版図」となったとしても、近代においては消滅時効により無主地に戻った。それを日本が先占した。ただ、国内法・民法では、いったん登記された物権（土地・物の所有権）の場合、他人による取得時効は認められるが、消滅時効という形式・権原は認められていない。法の一般原則として国際法にも移送されるかもしれない法概念だが、難しい。日本の従来公式見解はつきつめるとこれを主張していることになるが、不十分ではないだろうか。また、当時の日本の態度、日本の閣議決定書の表現・趣旨、および中国側から主張されるような歴史的経緯から、完全にピナクル諸島が無主地であったとはいえない可能性がある。さらに、このような状態にある島々に対する先占の法理をかつて許していた近代国際法のこの帝国主義的な側面～植民地拡大の論理～を現在主張することは困難となりつつある。よって、②取得時効論：中国の「版図」ないし中国領であったとしても、1895年日清戦争終結後から1945年日本の敗戦までの半世紀の間、中国側にピナクル諸島は台湾の一部という認識があったとしても、同諸島に関して度重なる日本や他の同盟国や国際連盟への具体的抗議や外交的行動の機会があったにも関わらず一貫した外交的抗議や仲裁裁判への付託提案その他適当な行動をとっておらず、よってもはや「黙認」(acquiescence) が認められ、すでに日本による時効取得が成立すると認められる。ただし、学説以外に国際裁判において直接「取得時効」が適用された先例はない。③「時際法」論：かつての旧法・東アジア朝貢秩序の法により発見・命名だけで取得できた中国領の島であっても、その後の新法すなわち国際関係法自体の変化によって（ヨーロッパ国際法の受容）、領有権には「観念的な認識」だけでなく「継続的な実効的支配の証拠」が必要とされるようになった。この意味で、その後中国は実際に実効的支配の行為（巡視・取締り等）をとっておらず、せいぜい発見による未成熟な

何らかの権利が残るだけになった。よって、国際判例の通説どおり(1928年パルマス島事件仲裁判決、1953年マンキエ・エクレオ事件判決)、現実の実効的支配が相対的につよい1895年以降の日本側の継続的かつ一貫した占有に中国は対抗できない。残るのは④「歴史的な権原の固化(凝固)」論²²:たとえば、日本が瀬戸内海を内水(=領土)としたり、ノルウェーが一定の事情と条件のもとで通例の領海基線とちがう線引きをおこない結果として領海部分を拡張した論理と同じ²³。つまり、いつの時点からかは議論の余地があるがすくなくとも1895年以降1945年までの間に、ピナクル諸島も日本による民間経済活動に追認を与えるなどによる「公然・継続的な一貫した長期の占有」、および中国を含む少なくとも半世紀にわたる諸外国の「黙認」(異議申し立ての不存在)を根拠として、この間にすでにピナクル諸島は日本領となったと主張することはできるであろう。

結語～日本側の法的弱点:「固有の領土」論・「無主地」先占の法理・領土紛争の不存在～

なお、2002年カメルーン＝ナイジェリア間の領土・海洋境界事件判決(ICJ Reports, 2002年、p.303, at pp.412-14)は、前節の④「歴史的な権原の固化」(*la consolidation historique du titre*)²⁴基準を検討したが適用しなかった。しかし、同事件判決は「歴史的な権原の固化」は「条約による領域権原」が他方当事国にある場合にはそれに劣後するとしたのであって、問題となったバカシ半島(島)が1913年英独協定により英国植民地からドイツ植民地(カメルーン側地域)へ移譲され、第一次大戦後は委任統治行政上既存の英国植民地(ナイジェリア側)の統一管轄下に置かれたのち1961年両国が独立後に同協定上の権原を有するカメルーン側に戻ったとされたのである。しかもナイジェリアは独立以後の期間における「固化」を主張したに過ぎない。ピナクル諸島の境界を画定・変更する「条約」は成立したことがない。この判例は「歴史的な権原の固化」基準そのものを否定したのではない。

以上のように、ピナクル諸島の国際法的地位に関する筆者の仮説は、本紛争は「領域権原」紛争ではなくむしろ歴史的発展過程における「境界画定」紛争であり、ピナクル諸島が台湾の一部・属島であったと立証できない限り、前節の④「歴史的な権原の固化」(*the historical consolidation of a title*)によって日本の領土権が確立されるというものである。

しかし最後に、国際法的検討をはなれて外交政策論についてひとこと。第一に、日本側への法的助言ができるとすれば、もし無主地「先占」を主張するのであれば、とくに近年の国内向けの正当化の論理・イデオロギーとしての「固有の領土論」は即刻やめることである。すでに固有の領土であるものを「無主地」先占などできない。法的論理の一貫性をはからねば国際的には通用しない。さらに、無主地であったかも、今日の国際法・国際判例から見て認定されるかどうか、過信してはならない。

²² D.J.Harris, *Cases and Materials on International Law*, 6th ed., 2004, pp.212-13; pp.238-9. 杉原高嶺『国際法学講義』[第2版]、有斐閣、2013年、296頁、参照。

²³ テキサダ号事件判決、大阪高裁 昭和51年11月19日。および、ノルウェー漁業事件(ICJ Reports, 1951年 p.116)

²⁴ シャール・ド・ヴィシェール『国際法における理論と現実』(長谷川正国訳)、成文堂、2007年、278-279頁、参照。

第二に、「領土問題（紛争）は存在しない」という議論がしばしばみられるが、外交的なレトリックであるかもしれないが、国際法的にはナンセンスである。法的紛争の概念は国際法上確立しており、紛争当事国が互いに国際法的論点を主張して領有権を争った時点（有力な「決定的期日」のひとつでもある）に「法的紛争」が発生する、というのが国際法学者の一般的理解である²⁵。たしかに法律的紛争と非法律的（政治的）紛争は区別されるが、国際法における《国際紛争》の意味は、「平和的法変更」を求める紛争を除き、すべての「法的定式」をとる紛争が法律的紛争と言える（紛争の「解決」とは、国際法上、何らかの法的評価が下ることであり、事実上の「消滅」とは区別しなくてはならない）よって、おそらく1880年日清間の琉球帰属交渉のときか、あるいは1971年12月30日の中国外交部声明と翌年3月8日の日本外務省発表「尖閣諸島の領有権問題について」のときをもって、互いに自国の領有権の正当性を法的定式をもって争ったと看做されるであろう。そのいずれかのときに法的紛争は発生していたのである。（いつ紛争が発生したのかは訴訟法上決定的に重要な意義を有するが）領土紛争そのものが両国間に現在存在することを日本が認めても日中双方の国際法的立場をいささかも毀損するものではない。まず「段階的交互的緊張緩和措置」²⁶にとりかかることが日本側の第一の責務であろう。

【資料1】(抜粋) 2012年9月25日中華人民共和国国務院報道弁公室・白書「釣魚島は中国固有の領土である」

出典：中華人民共和国駐日本大使館 HP

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t973306.htm>

〔なお、文中の【 】部分は筆者によるコメントの追記である。〕

〔新華社北京9月25日〕2012年9月25日、中華人民共和国国務院報道弁公室「釣魚島は中国固有の領土である」という題目の白書を発表した。〔中略〕

前書き

釣魚島およびその付属島嶼は、中国の領土の不可分の一部である。歴史、地理、法理のいかなる角度から見ても、釣魚島は中国固有の領土であり、中国は釣魚島に対して争う余地のない主権を有している。

²⁵ 白桦英一「国際社会における紛争の法的概念」、『教養学科紀要』第18輯（東京大学）、1986年3月、39頁。これとは異なる考え方として、小寺彰「領土紛争とは？国際司法裁判所の役割とは？」、孫崎享（編）『検証尖閣問題』岩波書店、2012年、103-104頁、所収。

²⁶ チャールズ・オスグッド『戦争と平和の心理学』（田中靖政、南博訳）、岩波書店、1968年、130頁以下。国家間の緊張状態が国際衝突に発展するのを防止するためには、まず一国が一方的に小規模な友好的・宥和的行為やジェスチャーやメッセージを示して、相手国の反応を待つ。それに対して相手国が友好的な反応・行為を示せば、さらにやや規模の大きな友好的行為を行い、それを交互に積み重ねることにより、あらたな意思疎通と相互信頼を二国間で涵養する外交戦略のことである。

日本が1895年に甲午戦争（日本では日清戦争という）を利用して釣魚島を窃取したことは不法かつ無効である。第二次世界大戦後、『カイロ宣言』と『ポツダム宣言』などの国際法律文書に基づいて、釣魚島は中国に返還された。日本は釣魚島に対していかなる一方的な措置をとっても、釣魚島が中国に属する事実を変えることはできない。長期にわたり、日本は釣魚島問題をめぐってたえず紛争を引き起こしてきた。2012年9月10日、日本政府は釣魚島および付属の南小島、北小島の「購入」を宣言し、いわゆる「国有化」を実施した。これは中国の領土主権に対する重大な侵犯であり、歴史的事実と国際法理を甚だしく踏みにじるものである。〔中略〕

一、 釣魚島は中国固有の領土である

〔中略〕

（一）中国が最も早く釣魚島を発見し、命名し、利用した

中国の先人は海洋経営と海上の漁業に従事してきた実践において、最も早く釣魚島を発見し、命名した。中国の古代文献では、釣魚島は釣魚嶼、釣魚台ともよばれている。現在見つかっている範囲で、最も早く釣魚島、赤尾嶼などの地名を記載した史籍は、1403年（明・永楽元年）に完成した『順風相送』である。これは、早くも14、15世紀に中国はすでに釣魚島を発見し、命名したことを示している。

1372年（明・洪武5年）に、琉球国王は明朝に朝貢し、明太祖は琉球へ使節を派遣した。1866年（清・同治5年）までのほぼ500年間に、明・清2代の朝廷は前後24回にわたり琉球王国へ冊封使を派遣し、釣魚島は冊封使が琉球に行くために経由する地であった。中国の使節が著した報告には、釣魚島に関する記載が多く出てくる。例えば、明朝の冊封使・陳侃の『使琉球録』（1534年）によれば、「釣魚嶼、黄毛嶼、赤嶼を過ぎ、…古米山を見る、すなわち琉球に属する者なり」とあり、明朝の冊封使・郭汝霖の『使琉球録』（1562年）によれば、「赤嶼は琉球地方を界する山なり」とあり、清朝の冊封副使・徐葆光の『中山伝信録』（1719年）には、福建から琉球へ行くには、花瓶嶼、彭佳嶼、釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼を経て、「姑米山（琉球西南方の境界にある鎮山）、馬齒島を通り過ぎ、琉球の那覇港に入る」とある。

1650年、琉球の国相・向象賢の監修した琉球国最初の正史『中山世鑑』には、古米山（姑米山ともいう、現・久米島）は琉球の領土であるが、赤嶼（現・赤尾嶼）およびそれ以西は琉球の領土ではない、とある。1708年、琉球の学者・紫金大夫程順則の『指南広義』には、姑米山は「琉球西南方の境界にある鎮山である」とある。

以上の史料は、釣魚島、赤尾嶼は中国に属し、久米島は琉球に属し、境界線は赤尾嶼と久米島間の黒水溝（現・沖繩トラフ）にあるとはっきり記している。明朝の冊封副使・謝傑の『琉球録撮要補遺』（1579年）には、「往路は滄水より黒水に入り、帰路は黒水より滄水に入る」とあり、明朝の冊封使・夏子陽の『使琉球録』（1606年）には、「水は黒水を離れ滄水に入る、必ずやこれ中国の境界」とあり、清朝の冊封使・汪輯の『使琉球雜録』（1683年）には、

赤嶼の外の「黒水溝」こそ「中外の境界」であるとあり、清朝の冊封副使・周煌の『琉球国誌略』（1756年）には、琉球について「海面の西は黒水溝を隔て、閩海と境界をなす」とある。【使節の一般的な地理的認識であるが、最後の二つの文献をふくめて、琉球の現在の大正島（赤尾嶼）以西または沖縄トラフ以西の「海」は「琉球の版図に含まれなかった」と認識しているのみ。それらは中国の版図との認識があったのかもしれないし、あるいは琉球に属さない地域（無主地；無主の海）であったとの認識であったのかもしれない。曖昧である。いずれにしても、これらの歴史文献が、ピナクル諸島が「台湾の一部であった」ことの根拠とされた。】

釣魚島海域は中国の伝統的な漁場であり、中国の漁民は子々孫々同海域で漁業を営んできた。釣魚島は航海の目印として、歴史上中国の東南沿海の民衆に広く利用されてきた。【民間の活動。これらの漁民に許可等を出したり取り締まり等の管理行為を行ったとは示されていない。】

（二）中国は釣魚島を長期的に管轄してきた

早くも明朝の初期に、東南沿海の倭寇を防ぐために、中国は釣魚島を防御地区に組み入れていた。1561年（明・嘉靖40年）、明朝の東南沿海駐屯軍最高統帥・胡宗憲が主宰し、鄭若曾が編纂した『籌海図編』では、釣魚島などの島嶼を「沿海山沙図」に編入し、明朝の海防範囲に組み入れたことがはっきりしている。1605年（明・万曆33年）徐必達らの作成した『乾坤一統海防全図』と1621年（明・天啓元年）茅元儀が作成した中国海防図『武備誌・海防二・福建沿海山沙図』も、釣魚島などの島嶼を中国の領海内に組み入れている。【実際に取り締まりが行われたか否かは不明。】

清朝は明朝のやり方を踏襲し、引き続き釣魚島などの島嶼を中国の海防範囲に組み入れたのみならず、それらを台湾地方政府の行政管轄下に明確に編入した。清代の『台海使槎録』『台湾府誌』などの政府文献は、釣魚島の管轄状況を詳細に記載している。1871年（清・同治10年）に刊行された陳寿祺らが編纂した『重纂福建通誌』巻84では、釣魚島を海防の要衝に組み入れ、台湾府クバラン庁（現・台湾省宜蘭県）の管轄に属していたとしている。【明代の取り締まりと同様、実効的な管轄行為の証拠であるか不明。】

（三）中外の地図が釣魚島は中国に属することを表示している

1579年（明・万曆7年）明朝の冊封使・蕭崇業が著した『使琉球録』の中の「琉球過海図」、1629年（明・崇禎2年）茅瑞徵執筆の『皇明象胥録』、1767年（清・乾隆32年）作成の『坤輿全図』、1863年（清・同治2年）刊行の『皇朝中外一統輿図』など、いずれも釣魚島を中国の海域に組み入れている。

日本で最も早い釣魚島に関する記録がある文献は1785年に林子平が著した『三国通覧図説』所収の「琉球三省および三十六島之図」であるが、この図では釣魚島を琉球36島以外に列記し、かつ中国大陸と同じ色で表示されている。これは釣魚島が中国の領土の一部であることを示している。

1809年フランスの地理学者ピエール・ラビー (Pierre Lapie) らが描いた『東中国海沿岸各国図』では、釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼が台湾島と同じ色で描かれている。1811年英国で出版された『最新中国地図』、1859年米国出版の『コットンの中国』、1877年イギリス海軍作成の『香港から遼東湾に至る中国東海沿海海図』などの地図は、いずれも釣魚島を中国の版図に組み入れている。【海図などの関係国の公図そのものは十分な占有の証拠とはならないが、他の十分な証拠があれば、それを補充・確認する証拠としての価値が認められる(1977年ビーグル海峡事件判決)。】

二、日本は釣魚島を窃取した

日本は明治維新以降、対外侵略拡張を加速した。1879年に日本は琉球を併呑し、沖縄県に改名した。その後ほどなく、日本は釣魚島占拠をひそかに画策し、また甲午戦争の末期に釣魚島をひそかに版図に「編入」した。その後、日本は中国に不平等な『馬関条約』(下関条約)の締結を強いて、台湾全島および釣魚島を含むすべての付属島嶼を割譲させた。【古来から台湾の一部であるとの認識・観念が論理的前提となっている。日清戦争中の境界「画定」の真の理由については本文参照。】

(一) 日本は釣魚島窃取をひそかに画策した

1884年、釣魚島に初めて上陸し、その島が「無人島」であることが分かったと公言した日本人がいた。日本政府はただちに釣魚島に対して秘密調査を行い、占拠することを企んだ。日本のこのような企みは中国の警戒を引き起こした。1885年9月6日(清・光緒11年7月28日)付けの『申報』に、「台湾北東部の島で、最近日本人が日本の旗をその上に掲げ、島を乗っ取らんばかりの勢いである」との記事がある。中国の反応に配慮したため、日本政府は軽々しい行動に出られなかった。

1885年9月22日、沖縄県令が釣魚島を秘密調査した後、山県有朋内務卿に提出した秘密報告では、これらの無人島は「『中山伝信録』に記載された釣魚台、黄尾嶼、赤尾嶼などと同一の島嶼であり」、すでに清朝の冊封使船によってよく知られ、かつ琉球に向かう航海の目印として、それぞれ名称が付けられている。したがって、国の標杭を立てるべきかどうか懸念があり、それについて上の指示を仰ぐ、としている。同年10月9日、山県有朋内務卿は井上馨外務卿に書簡を送り、意見を求めた。10月21日、井上馨から山県有朋宛での回答書簡では、「この時機に公然と国の標杭を立てれば、必ずや清国の猜疑心を招く。ゆえに当面は実地調査およびその港湾の形状、後日開発が期待できるような土地や物産などを詳細に報告するにとどめるべきである。国の標識設置や開発着手などは、後ほど機会を見て行えばよい」としている。井上馨はまた、「今回の調査の件は、おそらくいずれも官報や新聞に掲載しないほうがいい」ことをとくに強調した。そのため、日本政府は沖縄県が国の標杭を立てる要求に同意しなかった。

1890年1月13日、沖縄県知事はまた内務大臣に、釣魚島などの島嶼は「無人島であり、今までその所轄がまだ

定められていない」、「それを本県管轄下の八重山役所の所轄にしてほしい」との伺いを出した。1893年11月2日、沖縄県知事は国の標杭を立て、版図に組み入れることをふたたび上申したが、日本政府はやはり回答を示さなかった。甲午戦争の2カ月前、すなわち1894年5月12日に、沖縄県は釣魚島を秘密調査した後、次のとおり最終結論を出した。「明治18年（1885年）に県の警察を派遣して同島を現地踏査して以来、さらなる調査を行ったことがないので、より確実な報告を提出することができない。…そのほか、同島に関する旧記文書およびわが国に属することを示す文字の記載や口碑の伝説などの証拠はない」。

日本外務省が編纂した『日本外交文書』では、日本が釣魚島の窃取を企んだ経緯がはっきり記載されている。その中の関係文書が示しているように、当時日本政府は釣魚島を狙い始めたが、これらの島嶼が中国に属することをよく知っており、軽々しい行動に出られなかったのである。【? 明・清朝との古来の歴史的関連性があることは認識。】

1894年7月、日本は甲午戦争を発動した。同年11月末、日本軍は中国の旅順口を占領し、清朝の敗勢がすでに明らかになった。こうした背景の下で、12月27日、日本の野村靖内務大臣は陸奥宗光外務大臣へ書簡を送り、「今や昔とは情勢が異なる」とし、釣魚島に国の標識を立て、版図に組み入れることについて、閣議で審議決定することを求めた。1895年1月11日、陸奥宗光は回答書簡で支持の意を表した。同年1月14日、日本の内閣は釣魚島を沖縄県の管轄下に「編入」という秘密決議を採択した。

日本の公文書は、日本が1885年に釣魚島への調査を開始し、1895年に正式に窃取するまでの過程は終始秘密裏に進められており、一度も公表されたことがないことをはっきりと示している。このことは、釣魚島の主権に対する日本の主張が国際法に定められた効力を持たないことをさらに証明している。【? 1895年から1945年までの半世紀（約50年間）、中国側は沈黙しななら異議を提起しなかった意味は？ 歴史的権原の固執（一貫した実効的占有＋関係国からの異議の不存在）による取得、または可能性は低いが時効取得の可能性もある。】

(二) 釣魚島は台湾島と共に日本に割譲することを強いられた

1895年4月17日、清朝は甲午戦争に敗れ、日本と不平等な『馬関条約』に調印し、「台湾全島およびすべての付属島嶼」を割譲することを強いられた。釣魚島などは台湾の「付属島嶼」としてともに日本に割譲されたのである。1900年、日本は釣魚島を「尖閣諸島」と改名した。【台湾の一部との認識のみが根拠。】

三、米日が釣魚島をひそかに授受したことは不法かつ無効である

第二次世界大戦後、釣魚島は中国に返還された。しかし、1950年代に米国は釣魚島を勝手にその委任管理の範囲に組み入れ、70年代に釣魚島の「施政権」を日本に「返還」した。米日が釣魚島をひそかに授受したのは中国の領土主権に対する重大な侵犯であり、不法かつ無効であり、これにより釣魚島が中国に属するという事実が変わっ

たことはなく、また、変えることなど許されない。【カイロ宣言やポツダム宣言が根拠。戦争政策や政治的原則上の約束と法的約束の微妙な差異、合意と履行とを同視。1951年サンフランシスコ講和条約を認めない旨の北京政府による異議提起があった。その後は沈黙。】

(一)「第二次世界大戦」後、釣魚島は中国に返還された1941年12月、中国政府は正式に日本に対して宣戦を布告し、日本との間で締結されたすべての条約を廃棄することを宣言した。1943年12月の『カイロ宣言』は、「日本が窃取した中国の領土、例えば東北四省、台湾、澎湖群島などは中華民国に返還する。その他日本が武力または貪欲によって奪取した土地からも必ず日本を追い出す」と明文で定めている。1945年7月の『ポツダム宣言』第8条では、「『カイロ宣言』の条件は必ず実施されなければならない、日本の主権は必ず本州、北海道、九州、四国およびわれわれが定めたその他の小さな島の範囲内に限るものとする」と定められている。1945年9月2日、日本政府は『日本降伏文書』において、『ポツダム宣言』を受け入れ、かつ『ポツダム宣言』で定めた各項の規定を忠実に履行することを承諾した。1946年1月29日の『盟軍最高司令部訓令(SCAPIN)第677号』では、日本の施政権の範囲が「日本の四つの主要島嶼(北海道、本州、九州、四国)と、対馬諸島、北緯30度以北の琉球諸島を含む約1千の隣接小島嶼」であることが定められている。【30度以南の琉球は米軍軍政下におかれた。Imperiumとしての施政権以外、dominiumとしての領土権(残存する潜在主権)は放棄されていない。】1945年10月25日、中国戦区台湾省の日本降伏式典が台北で行われ、台湾は中国政府に正式に回復された。1972年9月29日、日本政府は『中日共同声明』において、台湾が中国の不可分の一部であるという中国側の立場を十分に理解し、尊重し、かつ『ポツダム宣言』第8条における立場を堅持することを厳かに承諾した。

以上の事実が示しているように、『カイロ宣言』『ポツダム宣言』『日本降伏文書』に基づき、釣魚島は台湾の付属島嶼として台湾といっしょに中国に返還されるべきものである。【やはり台湾の一部という古来からの認識が大前提。国際裁判では地理的範囲についてそのような「特別の意味」を主張する立証責任は主張する中国側にある(1933年東部グリーンランド事件判決)。】

(二) 米国は不法に釣魚島を委任管理の範囲に編入した

1951年9月8日、米国は一部の国と共に、中国を排除した状況で日本と『サンフランシスコ講和条約』を締結し、北緯29度以南の南西諸島などを国連の委任管理下に置き、米国を唯一の施政者とする取り決めを行った。指摘しなければならないのは、同講和条約で規定された米国が委任管理する南西諸島には、釣魚島は含まれていなかったことである。【? 解釈論】

1952年2月29日、1953年12月25日、琉球列島米国民政府は前後して第68号令(『琉球政府章典』)と第27号令(『琉球列島の地理的境界』)に関する布告を公布し、勝手に委任管理の範囲を拡大し、中国領の釣魚島をその管轄下に組み込んだ。これにはいかなる法的な根拠もなく、中国はこの行為に断固反対するものである。【中米間の戦後占領の範囲の争い】

(三) 米日は釣魚島の「施政権」をひそかに授受した

1971年6月17日、米国は日本と『琉球諸島および大東諸島に関する協定』（略して「沖縄返還協定」という）に調印し、琉球諸島と釣魚島の「施政権」を日本に「返還」することとした。これに対して、中国本土および海外の中国人は一斉に非難の声をあげた。同年12月30日、中国外交部は厳正な声明を発表し、「米日両国政府が沖縄「返還」協定で、中国の釣魚島などの島嶼を『返還地域』に組み入れたことは、まったく不法なことであり、これは中華人民共和国の釣魚島などの島嶼に対する領土主権をいささかも改変し得るものではない」と指摘した。台湾当局もこれに対して断固たる反対の意を示した。

中国政府と人民の強烈な反対に対して、米国は公けに釣魚島の主権帰属問題における立場を明らかにせざるを得なかった。1971年10月、米国政府は「元日本から得たこれらの諸島の施政権を日本に返還することは、主権に関わる主張をいささかも損うものではない。米国は日本がこれらの諸島の施政権をわれわれに委譲する前に持っていた法的権利を増やしてやることも、施政権を日本に返還することによってその他の主張者の権利を損なうこともできない。…これらの諸島に関わるいかなる対立的要求も、すべて当事者が互いに解決すべき事柄である」と言明した。同年11月、米国上院での「沖縄返還協定」採択時に、米国務省は声明を発表し、米国は同諸島の施政権を日本に返還するもの、中日双方の同諸島をめぐる相反する領土権の主張において、米国は中立的な立場をとり、紛争のいかなる側に対しても肩を持つことはしないと表明した。

四、釣魚島の主権に対する日本の主張にはまったく根拠がない

1972年3月8日、日本外務省は『尖閣諸島の領有権についての基本見解』を発表し、釣魚島の主権帰属について日本政府の主張を次のように述べた。一、釣魚島は「無主地」であり【?】、『馬関条約』に基づき日本が清国より割譲を受けた澎湖諸島と台湾およびその付属島嶼には含まれていない。二、釣魚島は、『サンフランシスコ講和条約』第2条に基づき日本が放棄した領土のうちには含まれず、同条約第3条に基づき南西諸島の一部として米国の施政下に置かれ、かつ「沖縄返還協定」により日本に施政権が「返還」された地域の中に含まれている【放棄した台湾の範囲。通常の地理的意味】。三、中国は釣魚島を台湾の一部と考えず、『サンフランシスコ講和条約』第3条に基づき米国の施政下に置かれた地域に釣魚島が含まれている事実に対し、従来何ら異議を唱えてこなかった。【条約自体を不承認と明言あり。】

日本の上述の主張は事実に著しく背いており、まったく成り立たない。

釣魚島は中国に属し、決して「無主地」ではない。日本人が釣魚島を「発見」する前に、中国は釣魚島に対してすでに数百年にわたる有効な管轄を実施しており【? 散発的かつ実効性は不明】、釣魚島の争う余地のない主人である。前述したように、釣魚島が早くからすでに中国に帰属し、国際法における無主地ではないことを日本がはっきり了解していたことは、日本の多くの政府文書で証明されている。日本がいわゆる「先占」原則によって釣魚

島を「無主地」としてその版図に「編入」したことは、中国の領土を占拠した不法行為であり、国際法上効力を有さない。【日本の閣議決定の趣旨？日本と中国との境界線の「画定」では。】

地理的に見ても、中国の歴史的な管轄実践から見ても、釣魚島はずっと中国の台湾島の付属島嶼であった【中国側のすべて主張の大前提】。日本は不平等な『馬関条約』を通じて、釣魚島を含む「台湾全島およびすべての付属島嶼」を割譲するよう清朝に迫った。『カイロ宣言』『ポツダム宣言』などの国際法律文書は、日本が窃取した中国の領土を無条件に返還すべきであるとしている。上述の文書はまた日本の領土範囲をはっきり画定し、その中に釣魚島はまったく含まれていない【?】。日本が釣魚島を占有しようとすることは、実質上『カイロ宣言』『ポツダム宣言』などの法律文書によって確立された戦後秩序に対する挑戦であり、日本が負うべき国際法の義務に甚だしく背くものである。

米国などの国が日本と調印した一方的な講和条約である『サンフランシスコ講和条約』に規定された委任管理の範囲には釣魚島が含まれていない。米国が勝手に委任管理の範囲を拡大し、中国領である釣魚島を不法にその管轄下に編入し、その後、釣魚島の「施政権」を日本に「返還」したことは、いずれも何ら法的根拠がなく、国際法上いかなる効力も有さない。米日の上述の不法な行為に対して、中国政府と人民は一貫して明確に反対している。

五、中国は釣魚島の主権を守るために断固として闘う

長期にわたり、中国は釣魚島の主権を守るために、断固として闘ってきた。

【中国側の異議提起の記録。1895年から1945年までは空白。】

中国は外交ルートを通じ、米日が釣魚島をひそかに授受したことに対して強く抗議し、非難した。1951年8月15日、サンフランシスコ講和会議が開催される前に、中国政府は「対日講和条約の準備、起草および調印に中華人民共和国の参加がなければ、その内容と結果のいかんにかかわらず、中央人民政府はこれをすべて不法であり、それゆえ無効であるとみなす」という声明を発表した。1951年9月18日、中国政府はふたたび声明を出し、「サンフランシスコ講和条約」が不法かつ無効であり、断じて承認できないと強調した。1971年、米日両国の国会が前後して「沖縄返還協定」を採択した行為に対して、中国外交部は、釣魚島などの島嶼は、昔から中国領土の不可分の一部であるとの厳正な声明を発表した。

中国釣魚島の主権を侵犯する日本の不法行為に対して、中国政府は積極的に力強い措置をとり、外交声明の発表、日本への厳正な交渉申し入れ、反対口上書を国連に提出する、などの措置を通じて抗議を表明し、中国の一貫した主張と原則・立場を宣言し、中国の領土主権と海洋權益を断固として防衛し、中国公民の人身・財産の安全をしっかり守ってきた。

中国は国内立法により釣魚島は中国に属することを明確に定めている。1958年、中国政府は領海に関する声明を發表し、台湾およびその周辺諸島は中国に属すると宣言した。1970年代以来、日本が釣魚島に対して行ったさまざまな主権侵犯行為に対して、中国は1992年に『中華人民共和国領海および隣接区法』を公布した際に、「台湾および釣魚島を含むその付属諸島」は中国の領土に属すると明確に定めた。2009年に公布された『中華人民共和国海島保護法』は海島の保護・開発と管理制度を確立し、海島の名称の確定と公布に関して規定を設けた。それに基づき、中国は2012年3月に釣魚島およびその一部の付属島嶼の標準名称を公布した。2012年9月10日、中国政府は声明を發表して、釣魚島およびその付属島嶼の領海基線を公布した。9月13日、中国政府は釣魚島およびその付属島嶼の領海基点・基線座標表と海図を国連事務総長に提出した。

中国は終始釣魚島海域で恒常的な存在を保ち、管轄権を行使している。中国海洋監視船は釣魚島海域でのパトロールと法執行を堅持しており、漁業監視船は釣魚島海域で常態化したパトロールと漁業保護を行っており、その海域における正常な漁業生産の秩序を守っている。中国はまた天気予報や海洋観測予報などの發表を通じて、釣魚島および周辺海域に対しての管轄権を行使している。

【上記の一切の行為は、「法的紛争」の発生後、つまり両国が法的立論を持って互いの権利を争いだした「決定的期日」の後であれば、国際裁判では法的証拠とみなされない。】

これまでずっと、釣魚島の問題は香港・澳門（マカオ）同胞、台湾同胞、そして海外同胞の関心をも集めてきた。釣魚島は古来中国固有の領土であり、これはすべての中国人の共通の立場である。中華民族は国の主権と領土の保全を守る上で確固とした決意を持っている。民族の大義を前にして、兩岸の同胞は民族の利益と尊厳をともに守ることで一致している。香港・澳門（マカオ）・台湾の同胞と国内外の華僑・華人は、さまざまな活動を次々に展開し、釣魚島の領土主権を守り、中国人の正義の立場を強く表明し、平和を愛し、国の主権を守り、領土の保全を防衛しようとする中華民族の決意と意志を世界中にアピールした。【結局、中国側の固有の領土論は、領域権原ではなく「台湾の一部」という歴史認識にもとづく。】

結びの言葉

釣魚島は、古来中国固有の領土であり【歴史認識と「台湾の一部・属島」論が根拠】、中国は釣魚島に対して争う余地のない主権を有している。1970年代、中日両国が国交正常化と『中日平和友好条約』を締結する際、両国の先代の指導者たちは両国関係の大局に目を向け、「釣魚島の問題を棚上げし、将来の解決にゆだねる」ことについて諒解と共通認識に達した。【紛争回避のための外交的枠組み】しかし、近年来、日本は釣魚島に対してたえず一方的な行動をとり、特に釣魚島に対していわゆる「国有化」を実施したことは、中国の主権に対する重大な侵犯であり、中日両国の先代の指導者が達成した諒解と共通認識に背くものである。これは中日関係を損なうのみならず、世界反ファシズム戦争の勝利の成果に対する否定と挑戦でもある。

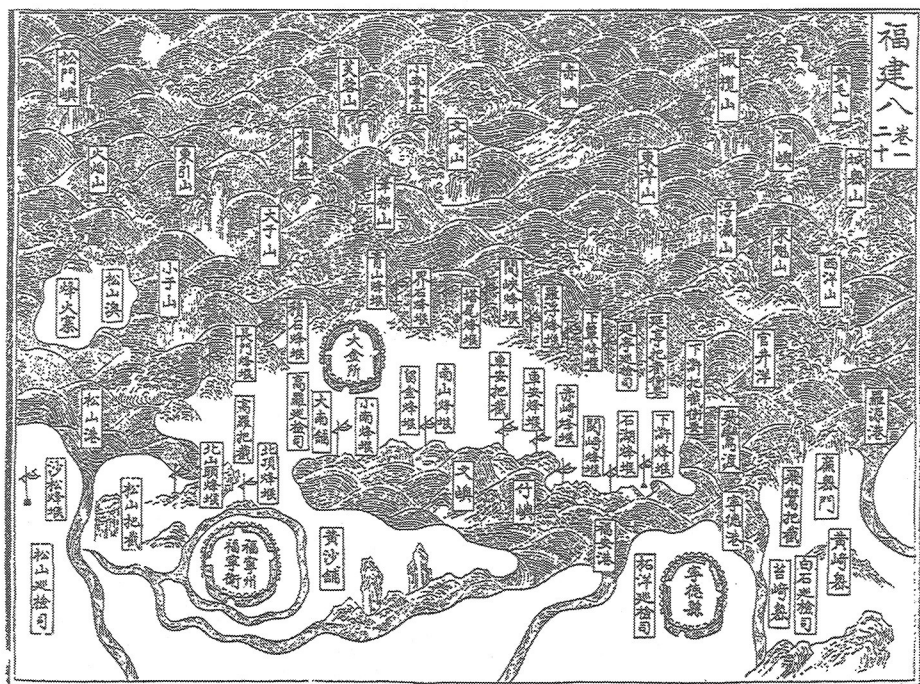
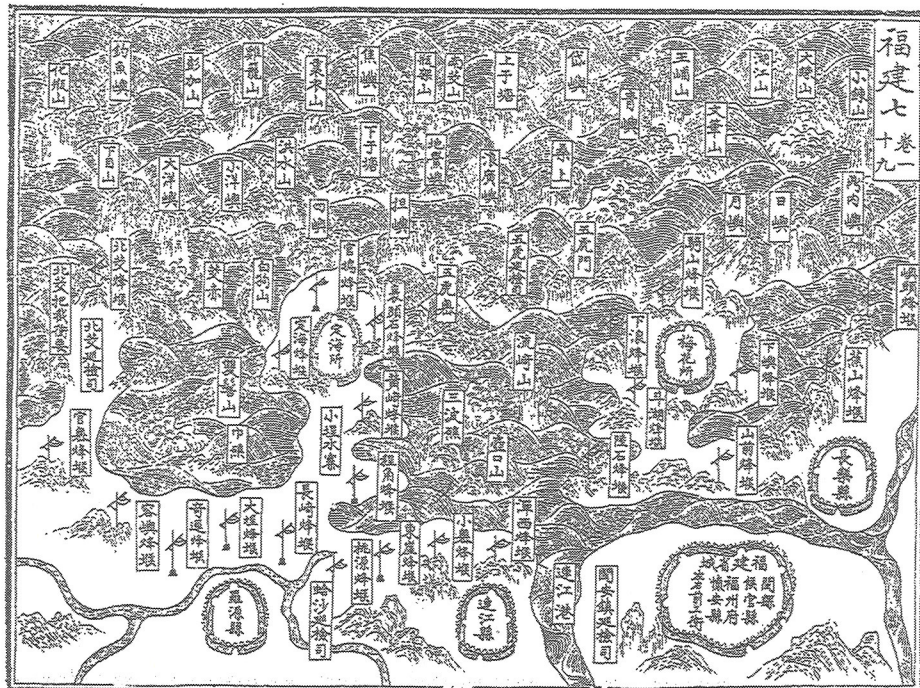
中国は日本が歴史と国際法を尊重し、中国の領土主権を侵害するあらゆる行為をただちにやめるよう強く要求する。中国政府は、国の領土主権を防衛する決意と意志を固めており、国の主権を防衛し、領土保全を守る自信と能力を有している。【外交的視点。日本側の課題としては、日本の表面的な面子や誇りにこだわらず、すくなくとも1971年以來の「法的紛争」の存在の承認（日本側の法的立場を弱めることにはならない）、および「棚上げ」ではなくとも紛争回避のためのまったく新しい「外交枠組み」の了解をめざして「段階的交差的緊張緩和措置」(GRIT)²⁷を図ること。実現性が低くても、つねに紛争を国際裁判へ付託する提案も。】

²⁷ Charles E. Osgood が提唱した ‘graduated and reciprocal initiatives in tension reduction’ (GRIT)

【資料2】胡宗憲『籌海圖編』（1561年）

出典：原田禹雄『尖閣諸島：冊封琉球使録を読む』榕樹書林、2006年、112-113頁。

【中国側の実効的統治の根拠資料】



【資料3】徐葆光『中山伝信録』（1721年）針路圖

出典：原田禹雄『尖閣諸島：冊封琉球使録を読む』榕樹書林、2006年、36-87頁。

【中国側主張の大前提である「台湾の一部」との主張の起源】

